

(仮称) 八戸市新学校給食センター整備・運営事業の 事業者公募について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下 PFI 法)に基づき特定事業として選定した「(仮称)八戸市新学校給食センター整備・運営事業」について、7 月 10 日に募集要項等を公表し、事業者の公募を開始したものの。

1 事業概要

(1) 事業名称

(仮称) 八戸市新学校給食センター整備・運営事業

(2) 事業の基本方針

- ① 安全・安心でおいしい給食提供の安定的な継続
- ② 民間活力を活用した効率的かつ合理的な施設整備及び運営
- ③ 学校給食衛生管理基準に適合した施設整備
- ④ 食物アレルギーへの対応
- ⑤ 災害への耐性を備えた施設整備及び維持管理
- ⑥ 環境負荷への配慮
- ⑦ 働きやすさに配慮した施設の整備

(3) 事業に係る施設概要及び事業範囲

	新学校給食センター	西地区給食センター
所在地	美保野 13 番地 2615 外	北インター工業団地二丁目 2 番 1 号
提供食数	6,000 食／日程度	9,000 食／日程度
事業範囲	整備、維持管理、運営	維持管理 (一部)、運営

(4) 事業方式

P F I (B T O) 方式

(5) 事業期間

事業契約締結日 (令和 9 年 3 月議会議決日 (予定)) から令和 26 年 7 月末日まで

※供用開始は、令和 11 年 8 月から

2 提案上限価格

1 6 , 2 9 8 , 7 1 5 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

3 事業者の募集及び選定の方法

公募型プロポーザル方式

4 事業者選定までのスケジュール

時期	項目
令和8年7月10日	募集要項及び要求水準書等の公表 →民間事業者の公募を開始
令和8年7月～9月	募集要項等に関する質問・意見受付及び直接対話
令和8年10月	応募者の参加資格審査
令和8年11月～12月	応募者の提案書類審査 プロポーザル実施 → 優先交渉権者の決定・公表
令和9年2月	基本協定及び仮契約の締結
令和9年3月	事業契約の締結（市議会の議決を得る）